

紀伊山地における国直轄の大規模土砂災害対策の着実な推進を求める意見書

紀伊半島南部に未曾有の大災害をもたらし、本市においても9人の尊い命が奪われた紀伊半島大水害から5年が経過する中、本市においては、早期の復旧・復興と更なる地域振興に向けて、行政と地域が一丸となって取り組んでいる。

しかしながら、熊野川及び日置川をはじめとする紀伊半島の河川では、崩壊した山腹斜面からおびただしい量の土砂が流出し続けており、河川内にうず高く積もった土砂は、地域住民が安全に、安心して毎日を送る上で著しい脅威となっている。

国において、平成24年から5年間の計画で特定緊急砂防事業に取り組まれた結果、「深層崩壊」による土砂ダムが台風等の豪雨時に決壊し、巨大な土石流が流域を襲うといった被害から免れつつある。しかし、和歌山県、奈良県、三重県の3県には、約三千箇所にも上る崩壊地が紀伊半島大水害の爪痕として残されており、土砂流出の抑制に向け高度な専門的知見と技術力を活かし、新たな抜本的対策の展開を図ることは、国の重大な責務である。

よって、今日まで5年間の実績を有する紀伊山地砂防事務所において、平成29年度から、新たな大規模土砂災害対策事業に着手されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月20日

田 辺 市 議 会

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
財務大臣
国土交通大臣